

南愛媛第一風力発電事業に係る環境影響評価準備書に対する環境大臣意見

本事業は、太陽産業株式会社（以下「事業者」という。）が愛媛県宇和島市及び南宇和郡愛南町の稜線沿いにおいて、総出力 23,000kW（定格出力 1,000kW 級の風力発電設備 23 基）の風力発電所を新設する事業である。

本事業の対象事業実施区域周辺では、他事業者による複数の風力発電所が建設中又は環境影響評価手続中であり、本事業の供用時には少なくとも本事業以外に 1 事業の供用が見込まれていることから、周辺地域に設置される風力発電施設からの累積的な環境影響が懸念される。

本環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）は、経済産業省資源エネルギー庁の風力発電事業に係る環境影響評価実施要綱（平成 24 年 6 月 6 日）に基づき作成されたものであるが、平成 24 年 10 月 1 日に環境影響評価法施行令の一部を改正する政令（平成 23 年政令第 340 号。以下「改正政令」という。）が施行され、風力発電所の設置又は変更の工事業が、環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号。以下「法」という。）の対象事業に追加されたことに伴い、改正政令施行以降は、経過措置により法に基づく準備書としてみなされている。このため、本事業に係る今後の手続については、法に基づいて行われることとなる。

本準備書における調査、予測及び評価の結果は平成 17 年 3 月に作成されたものであり、当時の既存文献及び現地調査を基に予測及び評価が実施されている。このため、法に基づく環境影響評価書（以下「評価書」という。）の作成に当たっては、「発電所の設置又は変更の工事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（平成 10 年通商産業省令第 54 号。以下「主務省令」という。）に従い、科学的かつ客観的な調査、予測及び評価を実施する必要がある。さらに、事業者において風力発電設備の一基あたりの出力、基数、風車の配置及び構造について変更を予定しているところであるが、変更後の事業内容に即した調査、予測及び評価を行っていない。

以上の状況を勘案し、下記の事項に沿って評価書の作成を行う必要がある。

1. 評価書の作成に当たっての全般的な留意事項について

評価書の作成に当たっては、事業者による風力発電の配置や構造の変更内容を評価書の作成までに確定し、その上で、法、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）主務省令に従い、必要な事項を遺漏なく記載するとともに、調査、予測及び評価を行い、環境影響を回避・低減するよう環境保全措置を検討すること。

その際には、科学的かつ客観的な調査、予測及び評価を実施するために、「風力発電施設に係る環境影響評価の基本的な考え方に関する検討会報告書」（平成 23 年 6 月）、「猛禽類保護の進め方（改訂版）」（平成 24 年 12 月）等を参照されたい。

2．環境影響評価の項目の再選定について

本事業に係る事業特性及び地域特性を適切に整理した上で、環境影響評価の項目の選定について再検討すること。特に、「風車の影」、「生態系」及び「廃棄物等」については、事業実施に伴う環境影響が懸念されることから、それぞれ環境影響評価の項目として選定し、適切な調査、予測及び評価を実施し、可能な限り環境影響を回避・低減するよう環境保全措置を講じること。

更に、工事の実施における「工所用資材等の搬出入」、「建設機械の稼働」及び「造成等施工による一時的な影響」を影響要因とする項目についても選定し、適切な調査、予測及び評価を実施すること。

3．環境影響評価の予測及び評価結果の再検討について

主務省令において、評価に当たっては、環境への影響が「事業者により実行可能な範囲内のできる限り回避され、又は低減されているものであるかどうか」及び「環境の保全についての配慮が適正になされているかどうか」を検討することとされているが、事業特性や地域特性が大きく異なる風力発電事業の事例を類似事例として引用し、予測及び評価を実施した項目もある。

このことから、評価書の作成においては、事業自体の変更内容を踏まえた上で、各評価項目について、地域の専門家等の意見を踏まえて適切な追加調査を実施し、評価に係る根拠や経緯を明確にし、改めて科学的かつ客観的な予測及び評価を行い、その上で環境影響を回避・低減するための適切な環境保全措置を検討し、これらを含め、全体的に記載を見直すこと。

4．累積的な影響を踏まえた調査、予測及び評価の実施について

本事業の供用時には、隣接地において他事業者により風力発電事業の供用が見込まれているため、工事中及び供用時に騒音や超低周波音、景観及び動植物等への影響が累積的になるおそれがある。このことから、周辺における風力発電事業の計画を踏まえ、適切な調査、予測及び評価を実施し、可能な限り環境影響を回避・低減するよう環境保全措置を講じること。

また、累積的な影響のおそれが小さいと判断した場合においては、その理由について具体的かつ定量的に評価書に記載すること。

5．騒音及び超低周波音について

騒音及び超低周波音については、必要に応じて、風力発電設備の配置等を含めた環境保全措置について再検討するとともに、事業者が講ずる環境保全措置による影響の低減効果について定量的に予測及び評価すること。

特に、騒音のうち低周波音帯についてはその影響や対策の効果に不確実性があることから、供用後も含めて騒音及び超低周波音の事後調査の実施及びその結果を踏まえて検討すべき環境保全措置について、例えば、稼働時間の調整等を含めて、可能な限り具体的に評価書に記載すること。

6．動物及び植物について

(1) 重要な鳥類等について

重要な鳥類等の調査、予測及び評価について

重要な鳥類等の繁殖・営巣調査について、本事業では繁殖・営巣の可能性を把握するために必要な調査地点、調査時期及び調査回数が確保されていない。このため、重要な鳥類等の動向を把握するために必要な調査地点、調査時期、調査回数等の調査の実施手法について、専門家等からの意見を反映し、重要な鳥類等に対する適切な追加調査を実施すること。

また、これらの調査結果を取りまとめて評価書に記載するとともに、予測及び評価の検討にあたり専門家等からの意見を反映し、定量的な手法を用いて検討を行うこと。

なお、衝突確率の算出については、回避率についての知見が十分ではないこと等から、不確実性が大きいことを考慮すること。

累積的な環境影響を考慮した環境影響評価について

対象事業実施区域近傍では他の風力発電施設の設置が予定されている。一方、対象事業実施区域周辺は1日あたり最大1,000羽以上のサシバの渡りが確認されており、これらの渡りをする鳥類に対して本事業は障害となることが懸念されることから、調査、予測及び評価に当たっては、観音岳周辺から篠山に至る地域を含む周辺地域における風力発電事業を調査、整理し、累積的な影響について予測及び評価を行い、具体的に評価書に記載すること。

環境保全措置及び事後調査について

重要な鳥類等に対する環境影響を可能な限り回避、低減する観点から、風力発電設備等の配置や構造の変更や鳥類の誘引が確認された場合の風力発電設備等の配置や鳥の渡りの時期の稼働制限等を含めた環境保全措置について、専門家等からの意見を踏まえて再検討するとともに、供用後も含めて事後調査を実施し、必要に応じて追加的な環境保全措置を講ずること。

併せて、衝突等による死亡・傷病個体の確認を高い頻度で適切に実施し、死亡・傷病個体が確認された場合は、死亡原因の分析及び傷病個体の救命を行うため、関係機関への連絡、死亡・傷病個体の搬送、関係機関による原因分析への協力を行うとともに、近傍風力発電事業者との情報共有及び必要な措置について検討すること。

(2) 稜線沿いの照葉樹林について

対象事業実施区域内の稜線沿いにおいて、アカガシを主体とした照葉樹林が現存しているが、現行計画では、風力発電設備の設置や取付道路の整備が当該照葉樹林に集中することにより、これら照葉樹林が改変を受け縮小することから、これを回避・低減するべく、照葉樹林の改変面積を最小限とする風力発電設備及び取付道路の配置を再検討すること。

(3) 溪流等を生息場所とした水生生物について

工事中及び施設供用中における土砂や濁水の流出防止対策を確実に実施するとともに、工事関係者への重要な種の周知等の環境保全措置について適切に講じること。

7. 周辺自治体等への意見聴取について

風力発電施設による景観、希少野生動植物等への影響については、立地する自治体の区域のみならず、広範な範囲において影響が及ぶおそれがあることから、対象事業実施区域に位置する宇和島市津島町及び南宇和郡愛南町周辺の自治体及び住民等に対する情報提供及び意見聴取を実施し、当該意見を踏まえ、評価書を作成すること。